

三次市教育委員会傍聴規則（平成16年4月1日教育委員会規則第4号）

最終改正:平成27年2月16日教育委員会規則第1号

改正内容:平成27年2月16日教育委員会規則第1号 [平成27年4月1日]

○三次市教育委員会傍聴規則

平成16年4月1日教育委員会規則第4号

改正

平成27年2月16日教育委員会規則第1号

三次市教育委員会傍聴規則

（目的）

第1条 この規則は、教育委員会の会議の傍聴について必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

（傍聴の手続）

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 会議の妨害になると認められる器物等を持っている者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長において傍聴を不相当と認める者
- （傍聴人の行為の制限）

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 教育長の許可を受けずに、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

（傍聴人の退場）

第5条 傍聴人は、前条の規定に違反して教育長が退席を命じたとき、又は三次市教育委員会会議規則（平成16年三次市教育委員会規則第3号）第14条第1項ただし書の規定により秘密会とすることを教育長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。

（教育長の指示）

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月16日教委規則第1号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（委員長に関する経過措置）

第2条 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下この条において「旧法」という。）第12条第1項の委員長（以下「委員長」という。）は、第16条第1項の教育長（以下「旧教育長」という。）その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期に限り、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、旧法第12条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。